

岩手県告示第239号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第34条の規定により、次のとおり収用又は使用の手続の開始をする旨起業者国土交通大臣から申立てがあった。

平成29年3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 事業の種類

- (1) 一般国道45号改築工事（三陸縦貫自動車道・岩手県大船渡市三陸町吉浜字中井地内から釜石市両石町第4地割地内まで及び同市片岸町第1地割地内から同県下閉伊郡山田町船越第2地割地内まで）並びにこれに伴う一般国道、県道、市道、町道、普通河川及び準用河川付替工事
- (2) 一般国道283号改築工事（釜石花巻道路・岩手県釜石市甲子町第13地割地内から同市甲子町第7地割地内まで及び遠野市上郷町平倉40地割地内から同市綾織町新里25地割地内まで）並びにこれに伴う市道及び普通河川付替工事

2 収用の手続を開始する起業地 岩手県釜石市小佐野町三丁目及び二丁目、新町、住吉町、大字釜石第9地割及び第8地割、八雲町、両石町第4地割地内並びに岩手県上閉伊郡大槌町小槌第26地割字館ヶ洞及び字生井沢、小槌第23地割字雲南及び字寺野、小槌第24地割字御神楽、小槌第21地割字高清水、桜木町、小槌第25地割字金崎、大槌第14地割字屋敷前、大槌第16地割字大石前、大ヶロ一丁目、大槌第13地割字八幡前、大槌第15地割字辺津沢、字辺地ヶ沢及び字迫田、大槌第23地割字沢山、吉里吉里第8地割字宮ヶ洞、吉里吉里第9地割字金敷捧、字和山及び字和山口、吉里吉里第11地割字白石、字鯨山、字菖蒲ヶ沢口、字新山及び字藤巻、吉里吉里第12地割字田屋、吉里吉里第13地割字松磯地内並びに岩手県下閉伊郡山田町船越第2地割地内

3 使用の手続を開始する起業地 岩手県釜石市小佐野町三丁目及び二丁目、新町、住吉町、大字釜石第9地割及び第8地割、八雲町、両石町第4地割地内並びに岩手県上閉伊郡大槌町小槌第26地割字館ヶ洞及び字生井沢、小槌第23地割字雲南及び字寺野、小槌第24地割字御神楽、小槌第21地割字高清水、桜木町、小槌第25地割字金崎、大槌第14地割字屋敷前、大槌第11地割字大ヶロ、大槌第16地割字大石前、大ヶロ一丁目、大槌第13地割字八幡前、大槌第15地割字辺津沢、字辺地ヶ沢及び字迫田、大槌第23地割字沢山、大槌第24地割字小板ヶ沢、吉里吉里第8地割字宮ヶ洞、吉里吉里第9地割字金敷捧、字和山及び字和山口、吉里吉里第11地割字白石、字菖蒲ヶ沢口、字新山及び字藤巻、吉里吉里第12地割字田屋、吉里吉里第13地割字松磯地内並びに岩手県下閉伊郡山田町船越第2地割地内

4 収用又は使用の手続が開始される土地を表示する図面の縦覧場所 釜石市役所、大槌町役場及び山田町役場